

# 社会保険労務士 丸山事務所 通信

本事務所通信は事務所の顧客さま、名刺交換をさせていただいた方、FAX番号を教えた会社へお送りしております。不要の方は手数ですがメール、FAX、電話等でその旨をご連絡下さいますようお願い申し上げます。

## 行政による表彰・認定制度

中小の会社にとって、優秀な人材採用は重要課題の一つです。今回は、人材採用を有利にするために、あるいはブラック会社と思われなために利用できる行政機関による表彰制度と認定制度を紹介します。

### 均等・両立推進企業表彰

厚生労働省が行っている表彰制度です。男女間の差を解消するための取り組みを積極的な実施する会社や、仕事と育児・介護との両立を支援するための取り組みを実施している会社を表彰するものです。厚生労働大臣最優良賞、厚生労働大臣優良賞の他に、各都道府県の労働局長による優良賞、奨励賞があります。

平成26年度の応募の締切りは3月31日です。

### くるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度です。利用しやすい育児休業制度や、育児中の社員のための短時間勤務制度の実施などを盛り込んだ行動計画を策定します。この計画の目標を達成し、基準を満たした会社を国が認定します。認定を受けると、くるみんマークを広告、商品、求人広告などに使用して、子育てのサポート会社であることをアピールできます。

大手の会社は、既にくるみんマークを取得していますが、中小の会社はまだ少数です。優秀な人材の確保するために、くるみんマークで他社との差別化を図ることができます。

### 若者応援企業宣言

35歳未満の採用・育成に積極的で、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的

に公開する中小の会社を「若者応援企業」としてハローワークが積極的にPRする事業です。都道府県の労働局はホームページ上で、求人関連情報を含めた会社の魅力を発信します。また、就職面接会に参加できる機会が多くなり会社に適した人材の応募が見込まれること、積極的な情報公開によりミスマッチを防止し採用後の職場定着率を向上させることが期待できます。

### ウーマノミックス

埼玉県が行っている認定制度です。仕事と子育ての両立を支援するために短時間勤務やフレックスタイムなど、働きやすい制度を実践している企業を埼玉県が認定します。

認定項目には、①多様な働き方を選べる、②短時間勤務制度が定着している、③女性管理職が活躍している等の6項目があり、その内の2項目以上を選択して認定申請することになります。

認定により次のようなメリットがあります。

- シンボルマークの「コバトン」を名刺やホームページなどに使用できます。
- 埼玉県のホームページで会社の魅力を宣伝できます。
- 求人面で県が大学にPRします。

求人以外にも、低金利の融資制度の利用や県建設工事の入札参加資格への優遇が受けられます。

いきなり表彰を受賞することは難しいとしても、認定は基準を満たせば受けられます。基準に届いていない会社は、ちょっと背伸びをしてみることも一考です。

## 適性診断サービス

採用試験・面接の一助に適性診断をお勧めします。従来からのCubic適性診断サービスに加えて、診断結果が見易い、育成のヒントが得られるSR-Station適性診断サービスも始めました。

詳細は資料をご請求ください。

## 社会保険労務士 丸山事務所

〒330-0852

埼玉県さいたま市大宮区大成町 1-5-15

所長 : 丸山 峰雄 (特定社会保険労務士)

Tel・Fax : 048-637-4387

e-Mail : info@office-maruyama.jp

ホームページ : http://www.office-maruyama.jp